

地域連携だより

No. 7

家族の退院後の在宅介護に不安はありませんか？

高 齢者の退院後の在宅介護は、高齢化、核家族化の社会現象に伴い老老介護など、充分行き届かないなどの問題が生じています。地域連携室では、退院される患者様の在宅介護への支援、相談を行っていますのでご利用ください。



在宅介護相談は、病棟との連携で行います。

多 くの入院患者様やご家族は、退院にあたり今後の療養生活や介護に不安やとまどいを感じているものと思います。こんな時は、病棟看護長や担当看護師に相談してください。地域連携室では、患者様により良い在宅介護を受けていただけるよう病棟と連携を図り、相談をお受けしております。



介護保険サービスを
受けるために



老 後は社会全体で支える」という考えから介護保険制度が始まりました。病状は安定したけれども介護が必要になった場合には介護認定を受け、介護保険によるサービスを利用し住み慣れた自宅で生活することも可能になってきます。退院にあたりケアプランが作成され、在宅支援体制が整えば安心して退院できるものになってきます。介護保険の申請やサービス提供に関する手続き等、わからないことは地域連携室へご相談ください。



五島院長

下 溝 裕 之

那 須 智 仁

認定試験に合格

透析に関する高度な知識を要求される「透析技術認定士」の試験に、当院、医療技土室の下溝裕之さんと那須智仁さんが合格しました。この認定士は、透析療法合同専門委員会、日本腎臓学会、日本泌尿器学会、日本人工臓器学会、日本移植学会、日本透析医学会が実施する認定講習会を受講し、さらに認定試験に合格しなければなりません。

今後のますますの活躍を期待します。

受給者証を提示してください！

医事課からお知らせ

母子家庭等医療費助成・重度障害者(児)医療費助成の受給者の皆様へ
12月診療分から、医療機関の窓口で「受給者証」を提示して医療費の自己負担分を払えば、給付申請を市町村窓口で行う必要がなくなります。
受給者証を提示されない場合は、今までどおり市町村窓口へ給付申請していただきます。

詳しくは、受給者証を発行する市町村窓口へお問い合わせください。



当院は、館内・敷地内全面禁煙です。

当院では患者様をはじめ、すべての方の健康に配慮し、受動喫煙を防止する観点から、館内・敷地内全面禁煙とさせていただきます。皆様のご理解とご協力をお願いします。